

第4章 特別支援教育を推進するための研修

Ⅱ 管理職からみた特別支援教育の現状と課題

つくば市立谷田部東中学校 大谷尚之

1. 校内支援体制作りにおける教頭の役割

1) 職員への理解啓発（校内研修の充実）

学習につまずいている子、対人関係がうまくもてない子、集中力に欠ける子ども等の子どもが抱えている困難さに気付くことが支援の始まりである。特にLD、ADHD、高機能自閉症等に気付くには多面的な視点から観察する必要がある。なぜなら、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害は気付きにくく、見落とされやすいことが多いのである。

学校全体で子どもを見守る体制があれば、いろいろな経験や専門性をもった職員が、特別な配慮を要する子どもに関する情報を共有することができる。学級担任が気付かなかった視点で子どもを捉えることができ、多面的、総合的に理解することができる。学級内の特別な配慮を要する子どもについて、学校全体で見守っていこうという姿勢が一人一人の子どもが抱えている困難さへの気付きを確かなものにすると考える。

この、学校全体で見守っていく姿勢が大切なことを、全職員に浸透させていくことが校内支援体制づくりの基盤になると考える。学校全体で支援するためには、特別な配慮を要する子どもについて、正しい知識をもち、理解を深める必要がある。そして、情報を交換したり、支援の在り方を研究協議したりして、効果的なのかかわり方や校内の支援体制について共通理解を図らなければならない。そのためには、校内研修の充実が必要である。支援体制・協力体制を支える人づくり・環境づくりをするのが教頭の役割であると考え

2) 柔軟な考えや対応

学校全体の支援体制が組織されると特別な配慮を要する子どもについての話し合いの場が定期的に設

けられ、「いつ、だれが、どこで、どんな方法で、どんなことを」という具体的な支援の内容が明確になり、校内の共通理解の上で特別な配慮を要する子どもへの支援を効果的に行うことができる。

この定期的な話し合いを設定していくことは難しいことである。いろいろな会議を見直し、整理統合することで、支援体制に必要な会議を設定していくことは、教頭としての大きな役割である。

また、学校全体で取り組むと、校内の多様な人材、資源を活用できるという利点がある。例えば、個別の支援が必要な場合に学校の実情に応じて、いろいろな個別指導の形を工夫することができる。担任以外の特別な配慮を要する子どもへ対応できる職員が、対応できる時間を利用して、通常の学級にT Tの形態で支援することもできる。さらに、空き教室を利用して個別指導のための時間や場所を設定して支援することもできる。

このような指導形態や人員の配置を運用していこうとする柔軟な姿勢をもつことも必要なことである。時と場合によっては、管理職も直接支援に入ることも考えたい。

3) 特別支援教育コーディネーターの人選と支援

特別支援教育コーディネーター（以下コーディネーター）の人選は学校全体の体制にかかわるので、特別支援のことであるから特別支援担当をコーディネーターにという安易な人選は考えなくてはならない。コーディネーターは、発達障害に詳しいことだけでなく、通常の学級の教育についての理解があり、生徒指導上の問題にも対応できることも大切である。

また、支援が円滑に行われるように、校内の連絡・調整ができ、学級担任の相談窓口になれるような職員を人選しなければならない。

このように、コーディネーターの役割は多岐にわたり大変な仕事になる。そこで役割を分担し、チームで活動できるような組織にしたり、コーディネーターの仕事を支援したりすることが教頭の役割になる。

4) 協力的な雰囲気づくり

職員室に協力的な温かい雰囲気があれば、気になる子どもがいれば小さな事でも気楽に話題にすることができ、その場の職員がいろいろな考えを出し合うことができる。子どもの様子がオープンになれば、学級担任と他の職員とが共通の問題意識をもつことができ、子どもへの新たな気付きも生まれやすい。協力的な温かい雰囲気づくりには、管理職の姿勢が大きな影響を与えるものとする。

2. 校内支援体制づくりの実践からみてきたこと

1) 校内支援委員会の構成員と位置づけ

本校では、既存の校内就学指導委員会を発展させて「校内特別支援委員会」という名称で校務分掌として学校組織に位置づけている。中学校では、生徒指導部や教育相談部はそれぞれに機能しているので、これらを統合した形で校内の支援体制を構築することは今の時点では難しい。しかし、構成員の中に生徒指導主事、教育相談係が入っており、互いに連携をとっているので将来においては、これらが統合された形の校内支援委員会を構築できるよう模索していきたい。LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもたちが不登校や反社会的な行動を起こしているケースに対応するためにも、特別支援教育と生徒指導、教育相談の統合された支援委員会が必要になってくる。

また、養護教諭も構成員の中におり、この支援委員会に重要な情報を提供してくれている。保健室は、児童生徒にとって悩み事や困っていることの相談の場である。担任の先生には言えないことを養護教諭には話せるということが、特に中学校ではしばしばある。

こうした視点から、校内支援委員会の構成員には生徒指導主事や養護教諭は絶対に外すことのできないメンバーである。

2) スクールカウンセラーとの連携

本校のスクールカウンセラーは、病院に所属している臨床心理士で発達障害にも精通しているカウンセラーである。特別に配慮が必要な子どもたちや保護者の相談にのってもらっている。時には、ケース会議に参加してもらって適切なアドバイスを受けている。また、特別な配慮が必要な子どもの心理検査をしてもらい、その子の得意な分野や苦手なこと等を担任の先生や関係の先生に知らせてくれている。特別支援教育コーディネーターが個別の指導計画を作成する上で大いに役に立っている。このように、校内の支援委員会の相談役としてスクールカウンセラーを活用していくことは、校内支援委員会の運営が円滑にいく一つの手立てになっている。

3) 職員へのアプローチ

本校では、特別支援コーディネーターが職員会議で「特別支援教育だより」を発行して職員への連絡や

報告を行い、特別支援教育への理解を深めている。「特別支援だよりNO1」により年間の活動計画を職員に示した。

2006, 4, 3

特別支援教育だよりNO.1

1 18年度特別支援教育計画

(1) 特別支援教育スクリーニング

- ・「特別な教育的支援を必要とする生徒に関する個表」(以下気づき個表)を用いてスクリーニングする。
- ・特別支援教育コーディネーターは個表を集計し、校内特別支援委員会に報告する。

(2) 校内特別支援委員会(就学指導を含む)開催(5月、7月、10月、2月)

- ・特別支援の必要な生徒について支援方法を討議する。
- ・市の専門家による巡回相談に申し込み、支援方法を相談する。
- ・スクールカウンセラーとの連携、専門家からのアドバイス等について検討する。

(3) 研修会

- ・生徒指導部「配慮を要する生徒」の中で特別支援教育対象者に関する共通理解を図る。
- ・発達障害児に関する知識を深めるための研修会を開く。

(4) 情報提示と相談

- ・「特別支援教育だより」を発行し、個別支援の方法や障害の理解などについて共通理解を図る。
- ・保護者への理解啓発として「Special Educationだより」を全家庭に配布し特別支援教育を紹介する
- ・個別支援が必要と考える生徒の保護者に対し、教育相談を

中 略

このように、職員会議で議題にすることで特別支援教育に関して、職員に関心をもたせ理解を深めることができる。また、教頭がこの「特別支援教育だより」に関することを取り上げて発言することによって、

さらに関心が深まり、特別支援教育コーディネーターへの支援にもつながる。

4) 組織的な支援として

校内特別支援委員会を開催し、組織的な支援について話し合ったことを「特別支援 教育だよりNO. 4と7」で紹介する。

2006, 6, 14

特別支援教育だよりNO. 4

1 第1回校内特別支援委員会を開催

出席者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任

教育相談係、特別支援教育コーディネーター

2 特別支援教育に関して「配慮を要する生徒」への支援

- ・各学年8～10名の生徒について「気づき票」が提出されました。
- ・一人一人の生徒について、現在の困難についての実態を話し合いました。
- ・特に配慮が必要と考えられる生徒については、今後の支援方法について確認しました。

3 学年でケース会議をもちましょう。

- ・学年会を開く中で、特別支援の必要な生徒についても、共通理解を図ったり、支援方法を相談したりしましょう。
- ・実態の把握や支援方法について、スクールカウンセラーの助言をいただくことも大切だと思います。どしどし予約をして助けていただきましょう。

略

2006, 8, 31

特別支援教育だよりNO. 7

1 第2回校内特別支援委員会の報告

- ・5月に「配慮の必要な生徒」を全職員で確認した後、第1回校内特別支援委員会では、その中で特に支援が必要と思われる生徒について話し合いました。
- ・第2回校内特別支援委員会では、それらの生徒に対して、どのような支援が行われているか、学級担任を中心に確認しあいました。
- ・特別支援教育については、ケース会議で一人一人の状況や支援方法を話し合うことが重要ですがなかなかその時間が見出せないのが現実です。しかし、一人の生徒について討議すると、他の生徒の支援についても参考になります。
- ・4月から7月までの支援についてその計画の方向や具体策を評価し、9月からの個別の支援の方向を確認しました。

①行動面・コミュニケーション・友人関係への支援が必要な生徒について

☆「気づき票」で行動面Ⅰ，Ⅱに困難があると予想される生徒に対する支援

特に「人との関わり」に困難がある生徒について、支援の方法を委員会で話し合いました。

- ・当番活動やグループ学習の班では、交流しやすい編成となるように配慮する。
- ・日直の司会や授業での発表などの場面で、自信がもてるような機会を意図的につくる。
- ・無理な刺激をせずに、少しずつ人と関われるよう、学級の生徒との関わりを増やしていく。
- ・学習成果ではなく、取り組んだことを認める。生徒がアドバイスややり直しを受け入れなくても、本人がやり遂げたことを受け入れていく。

略

特別支援教育だよりにあるように、特に支援の必要な生徒について話し合いが行われたが、担任以外の先生方の情報が支援の参考になることがあり、組織で支援していくことの有効性を改めて感じた。また、第2回の校内特別支援委員会は、7月に実施予定でしたが、三者面談や部活の県大会、関東大会、全国大会等があり、ようやく8月25日の校内研修の中で行うことができた。特別支援教育コーディネーターは日程の調整に苦勞していた。教務主任との相談上この日に設定した。月については、年間の計画に予定していたが、日にちまでは決めていなかった。今後は、年度始めに年間計画に位置付けておきたい。

5) 具体的な支援の方法として

ア「特別支援教育だよりNO. 5」で個別の指導計画の作成を呼びかけた。

2006, 7, 27

特別支援教育だよりNO. 5

1 「個別の指導計画」を集約しています。

- ・別紙の「個別の指導計画」について、目標を設定し、具体的な支援を計画していただきたいと思っています。
- ・この「個別の指導計画」をもとに、8月中にそれぞれの生徒について経過報告と次へのステップを再検討するなど、支援を継続していきます。

<個別の指導計画の記入について>

- ・学級担任・教科担任全員で、対象生徒の状況・困難を観察する。
☆心理検査は、保護者の了解の上でスクールカウンセラーにお願いする
- ・願い・・・本人には面談を行い、可能なら保護者からの要望も聞く。
- ・長期目標・・・「学校全体の配慮事項」「各学校での配慮指導」についてそれぞれ記入する。
- ・短期目標・・・長期目標を具体化して記入する。

・指導方法・・・短期目標を達成するための援助方法をできるだけ具体的に
考える。

(担当者、指導場面または時間帯を必ず記入)

略

イ 夏休み前に次のたよりを保護者に配布し個別の支援を実施した。

2006, 7, 15

Special Education だより NO.3

特別支援教育について、皆様にいろいろと活動内容をお知らせしてきましたが、子どもたちの学面で適切な支援ができるようにと願っています。

さて、まもなく夏休みになります。各教科の学習で、個別の学習をしたい方はいらっしゃるでしょうか。特別支援教育チームは相談学級にて学習会をもちたいと思います。学習の仕方がわからなかったり、問題が解けないなど、「一人で勉強してもわからないなあ」という皆さん来て下さい
また、ご意見、ご質問、ご相談があれば特別支援教育コーディネーターまでご連絡ください。

<夏休みの特別支援学習会>

1 期日

月日	7/26	7/27	7/28	7/31	8/28	8/29	8/30
曜	水	木	金	月	月	火	水
時間	2:30～ 4:30	2:30 4:30	2:30 4:30	2:30 4:30	9:00 11:00	9:00 11:00	9:00 11:00

略

この学習会に12名が参加した。この時の学習の様子を次のようにまとめている。

＜学習の様子，その成果＞

- ・どの生徒も学習中は集中して取り組んだ。
- ・分からない所をすぐに先生に質問できるので，非常に効果があった。
- ・普段の授業ではあまり見せない意欲的な姿があり，「わかった！」と言った時の笑顔が印象的だった。
- ・期末テストでは，中間テストより10点以上も上昇した生徒が12人中7名であった。下がった生徒はいなかった。
- ・学習会に1回のみ参加の生徒は伸びが少なく，毎回出席した生徒は点数はもちろんのこと，自信にもつながったようである。
- ・学習ファイルに学習中の様子を記入し，次の担当者と連携できるようにした。
- ・反省点として，内容を欲張らないで一つ一つ丁寧に個別指導すべきだった。

略

中学校において，特別な配慮を要する生徒に対し，通常学級での授業中に個別の学習支援を行うことは難しいことである。このように，長期の休業中に特別枠の個別の学習支援の機会を設定していくことは，学習への意欲をなくしている生徒たちに，自信をもたせるきっかけになると思われる。また，担当した教師にとっても指導力の向上につながっていると感じている。

3. 今後の課題

① 特別支援委員会が，特別支援教育部と生徒指導部の統合された形の支援体制として構築されることが望まれる。特別支援教育コーディネーターと不登校支援のコーディネーターを統合していくか，または，チームとして組織していくかでもある。

② スクールカウンセラーを活用していくことは、特別支援体制をさらに充実させていくことに繋がると考える。本校では、スクールカウンセラーのもっている資質も関係して，うまく連携することができているが，特別支援教育への支援をおこなっているスクールカウンセラーは少ない。発達障害の子どもたちが

不登校になっているケースが多くなっている今、スクールカウンセラーとの連携は不可欠である。

③ 特別な配慮を要する児童生徒の次年度への引き継ぎが不十分である。学校全体で支援体制を築いていくことは、次年度にスムーズに引き継ぐことができる利点であるが、特別支援教育担当者やコーディネーターが新しい担当者が変わった時に引き継ぎが不十分になることがある。これは、保護者が学校への不信感を抱く一つの要因になりかねないことである。それには、個別の指導計画やプロフィールを作成し、その支援の記録の積み重ねを基に次年度に引き継ぐことが大切なことである。またこの時に、個人情報の管理という視点で十分に留意しなくてはならない。